

# 飯能市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

## (趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する乳児等通園支援事業の認可並びに同条第7項に規定する乳児等通園支援事業の廃止及び休止の承認については、法、児童福祉法施行令（昭和23年省令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (乳児等通園支援事業の認可の申請等)

第2条 省令第36条の36第1項の規定による申請は、飯能市乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、法第34条の15第2項の認可をしたときは、前項の申請を行った者に対し、飯能市乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 法第34条の15第6項の規定による通知は、飯能市乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3号）により行うものとする。

## (乳児等通園支援事業の変更の届出)

第3条 省令第36条の36第3項及び第4項の規定による届出は、飯能市乳児等通園支援事業認可事項変更届（様式第4号）により行うものとする。

## (乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認に係る申請等)

第4条 法第34条の15第7項の承認を受けようとする者は、市長に対し、飯能市乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書（様式第5号）を提出するものとする。

2 市長は、法第34条の15第7項の承認をした場合は、飯能市乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（様式第6号）により、承認をしなかった場合は、飯能市乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書（様式第7号）により、前項の申請書を提出した者に対し通知するものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（その1）（第2条関係）

飯能市乳児等通園支援事業認可申請書

年　月　日

（宛先） 飯能市長

申請者 所 在 地  
名 称  
代表者氏名 印  
(法人以外の者にあっては、  
経営者の住所及び氏名)

児童福祉法第34条の15に規定する乳児等通園支援事業の認可を受けたい  
ので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の区分

乳児等通園支援事業 (一般型 余裕活用型)

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 事業開始の予定年月日

様式第1号（その2）（第2条関係）

（一般型用）

事業開始予定年月日			区分					
施設（園）	名称							
	所在地							
経営の責任者の氏名	氏名							
実務に当たる幹部責任者の氏名及び経歴	氏名				役職			
	経歴				経験年数			
受入年齢		歳から				歳まで		
提供日・時間				提供を行わない日				
利用料金	1時間当たり					円		
キャンセル料	有 無							
	発生の理由							
給食等	給食の有無		費用	円				
	おやつの有無		費用	円				
	その他費用の有無		費用	円				
	その他費用の内容							
利用定員	0歳児	人	1歳児	人	2歳児	人	合計	人
職員の配置状況	職員数	人			うち有資格者数		人	
	職務内容							
設備構造等	構造	RC・鉄骨・簡易耐火・その他 ( )			築年月日	年 月 日		
	種類	商業ビル・集合住宅・一戸建て ・その他( )			所属階	階 ( 階建て)		
	権利関係	構造	自己所有・賃貸(月 円) (賃貸期間 年 月 日～ 年 月 日)					
	面積	種類	室数	利用面積	基準面積	設置階		
	乳児室	部屋	$m^2$	$m^2$				
	ほふく室	部屋	$m^2$	$m^2$				
	保育室	部屋	$m^2$	$m^2$				
	遊戯室	部屋	$m^2$	$m^2$				
	その他	部屋	$m^2$	$m^2$				
	便所	部屋						

室別面積等	乳児室	実施面積	利用人数	ほふく室	実施面積	利用人数						
	0歳児	(1.65 m <sup>2</sup> /人)		0歳児	(3.3 m <sup>2</sup> /人)							
	1歳児	(1.65 m <sup>2</sup> /人)		1歳児	(3.3 m <sup>2</sup> /人)							
	保育室	実施面積	利用人数	ほふく室	実施面積	利用人数						
	0歳児	(3.3 m <sup>2</sup> /人)		0歳児	(3.3 m <sup>2</sup> /人)							
	1歳児	(3.3 m <sup>2</sup> /人)		1歳児	(3.3 m <sup>2</sup> /人)							
	2歳児	(1.98 m <sup>2</sup> /人)		2歳児	(1.98 m <sup>2</sup> /人)							
防災等 (2階にある場合)	転落防止設備(窓柵 階段手すり テラス手すり)											
	耐火構造の建物(鉄筋コンクリート レンガ 石)											
	避難設備(耐火構造の傾斜路 屋外階段)											
防災等 (3階以上にある場合)	転落防止設備(窓柵 階段手すり テラス手すり)											
	耐火構造の建物(鉄筋コンクリート レンガ 石)											
	屋内避難階段(保育室から30m以内にあるもの)											
	屋外避難階段(保育室から30m以内にあるもの)											
	避難用器具の備付(救助袋、緩降器、避難橋等)											
	調理室の防火区画(耐火構造の床 壁又は特定防火設備)											
	保育室の壁・天井が不燃材料仕上げ											
	非常警報器具又は非常警報設備											
食事の提供 (給食を実施している場合)	カーテン、敷物、建具等の防炎処理											
	提供方法											
	調理室の有無		設備の有無									
		(認可外保育施設の場合)認可施設と同等の内容で実施										
地域との連携に関する取組												
秘密保持・個人情報保護への対応												
その他運営に関する事項												
連絡担当者												

様式第1号（その3）（第2条関係）

（余裕活用型用）

事業開始予定年月日			区分					
施設（園）	名称							
	所在地							
経営の責任者の氏名	氏名							
実務に当たる幹部責任者の氏名及び経歴	氏名				役職			
	経歴				経験年数			
受入年齢		歳から				歳まで		
提供日・時間				提供を行わない日				
利用料金	1時間当たり						円	
キャンセル料	有	無						
	発生の理由							
給食等	給食の有無				費用	円		
	おやつの有無				費用	円		
	その他費用の有無				費用	円		
	その他費用の内容							
教育・保育の利用定員	0歳児	人	1・2歳児	人	合計	人	空き枠	人
教育・保育の在籍数	0歳児	人	1・2歳児	人	合計	人		
職員の配置状況	従事職員数		うち保育士数		必要職員数	事業に従事できる職員数		
	0歳児							
	1・2歳児							
室別面積等	保育室等の面積			保育に必要な面積		事業に充てられる面積		
	0歳児							
	1・2歳児							
食事の提供 (給食を実施している場合)	提供方法							
	調理室の有無					設備の有無		
	(認可外保育施設の場合)認可施設と同等の内容で実施							
地域との連携に関する取組								
秘密保持・個人情報保護への対応								
その他運営に関する事項								
連絡担当者								

様式第2号（第2条関係）

年　月　日

様

飯能市長

印

飯能市乳児等通園支援事業認可通知書

年　月　日付けで申請のありました乳児等通園支援事業の認可申請について、下記のとおり認可しましたので通知します。

記

1 事業の区分

乳児等通園支援事業 (一般型 余裕活用型)

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 認可年月日

様式第3号（第2条関係）

年　月　日

様

飯能市長

印

飯能市乳児等通園支援事業不認可通知書

年　月　日付けで申請のありました乳児等通園支援事業の認可申請については、審査の結果、下記の理由により不認可としましたので、児童福祉法第34条の15第6項の規定により通知します。

記

理　由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、飯能市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、飯能市を被告として（訴訟において飯能市を代表する者は飯能市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第3条関係）

飯能市乳児等通園支援事業認可事項変更届

年　月　日

（宛先） 飯能市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

（法人以外の者にあっては、  
経営者の住所及び氏名）

児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けた下記事業の認可事項について変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項（第4項）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 事業の区分

乳児等通園支援事業 (一般型 余裕活用型)

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 変更事項

様式第5号（第4条関係）

飯能市乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書

年　月　日

（宛先） 飯能市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

印

（法人以外の者にあっては、  
経営者の住所及び氏名）

乳児等通園支援事業を廃止（休止）したいので、児童福祉法施行規則第34条の15第7項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 事業の区分

乳児等通園支援事業 (一般型 余裕活用型)

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 廃止又は休止の理由

5 現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置

6 廃止予定年月日又は休止予定期間

廃止： 年 月 日

休止： 年 月 日から 年 月 日まで

7 財産処分（廃止の場合）

様式第6号（第4条関係）

年　月　日

様

飯能市長

印

飯能市乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

年　月　日付けで申請のありました乳児等通園支援事業の廃止（休止）について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 事業の区分

乳児等通園支援事業（一般型 余裕活用型）

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 廃止年月日又は休止期間

廃止： 年　月　日

休止： 年　月　日から 年　月　日まで

5 承認する条件

様式第7号（第4条関係）

年　月　日

様

飯能市長

印

### 飯能市乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書

年　月　日付けで申請のありました乳児等通園支援事業の廃止（休止）について、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

#### 理　由

#### 教示

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、飯能市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

##### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、飯能市を被告として（訴訟において飯能市を代表する者は飯能市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。